

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第14号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																				
1	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>377,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>426,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>479,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>542,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td>618,000</td></tr><tr><td>6</td><td>722,000</td></tr><tr><td>7</td><td>845,000</td></tr></tbody></table> <p>2～5 [略]</p> <p>（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。</p>	号 給	給料月額		円	1	<u>377,000</u>	2	<u>426,000</u>	3	<u>479,000</u>	4	<u>542,000</u>	5	618,000	6	722,000	7	845,000	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>378,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>480,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>543,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td>618,000</td></tr><tr><td>6</td><td>722,000</td></tr><tr><td>7</td><td>845,000</td></tr></tbody></table> <p>2～5 [略]</p> <p>（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。</p>	号 給	給料月額		円	1	<u>378,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>480,000</u>	4	<u>543,000</u>	5	618,000	6	722,000	7	845,000
号 給	給料月額																																					
	円																																					
1	<u>377,000</u>																																					
2	<u>426,000</u>																																					
3	<u>479,000</u>																																					
4	<u>542,000</u>																																					
5	618,000																																					
6	722,000																																					
7	845,000																																					
号 給	給料月額																																					
	円																																					
1	<u>378,000</u>																																					
2	<u>427,000</u>																																					
3	<u>480,000</u>																																					
4	<u>543,000</u>																																					
5	618,000																																					
6	722,000																																					
7	845,000																																					

)」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。

4 [略]

)」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120、  」とあるのは「100分の140、  」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。

4 [略]

2 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特

定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
	円
1	<u>378,000</u>
2	<u>427,000</u>
3	<u>480,000</u>
4	<u>543,000</u>
5	<u>618,000</u>
6	<u>722,000</u>
7	<u>845,000</u>

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
	円
1	<u>374,000</u>
2	<u>423,000</u>
3	<u>475,000</u>
4	<u>537,000</u>
5	<u>612,000</u>
6	<u>715,000</u>
7	<u>836,000</u>

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は次の号給別基準職務表に定めるとおりとする。

号 給	基準となるべき職務
<u>1</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務
<u>2</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務
<u>3</u>	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
<u>4</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務
<u>5</u>	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要

3～5 [略]

(給与条例等の適用除外等)

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の120、」とあるのは「100分の140、」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職

	なも <u>の</u> に従事する職務
<u>6</u>	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要な <u>もの</u> に従事する職務
<u>7</u>	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要な <u>もの</u> に従事する職務

3～5 [略]

(給与条例等の適用除外等)

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項及び第29条第2項の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職

員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。)が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の140」とあるのは「100分の170」とする。

4 [略]

(医療局企業職員給与条例等の適用除外等)

第10条 [略]

2 特定任期付企業職員に対する医療局企業職員給与条例第2条第2項、第10条の2及び第16条の規定の適用については、医療局企業職員給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、医療局企業職員給与条例第10条の2中「職員が」とあるのは「職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。）が」と、医療局企業職員給与条例第16条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

3 特定任期付企業職員に対する企業局企業職員給与条例第2条第2項、第10条の2及び第16条の規定の適用については、企業局企業職員給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、企業局企業職員給与条例第10条の2中「職員が」とあるのは「職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。）が」と、企業局企業職員給与条例第16条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）及

員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。)が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。

4 [略]

(医療局企業職員給与条例等の適用除外等)

第10条 [略]

2 特定任期付企業職員に対する医療局企業職員給与条例第2条第2項、第10条の2第1項及び第16条の規定の適用については、医療局企業職員給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、医療局企業職員給与条例第10条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。次項において同じ。)が」と、医療局企業職員給与条例第16条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。

3 特定任期付企業職員に対する企業局企業職員給与条例第2条第2項、第10条の2第1項及び第16条の規定の適用については、企業局企業職員給与条例第2条第2項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と、企業局企業職員給与条例第10条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。次項において同じ。)が」と、企業局企業職員給与条例第16条中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例

<p>び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(昭和28年岩手県条例第48号) 及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」とする。</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び附則第4項から第6項までの規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例(表1の項の改正部分に限る。次項において同じ。)による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項の規定は平成27年4月1日から、改正後の条例第9条第2項及び第3項の規定は同年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。  
(一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第3項の規定による給料月額の変更)
- 4 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、人事委員会規則で定める。  
(給料の変更に伴う経過措置)
- 5 切替日の前日から引き続き任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料を支給される職員に関する任期付職員条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年岩手県条例第14号)附則第5項の規定による給料の額との合計額」とする。  
(人事委員会規則への委任)
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。